



新年あけましておめでとうございます



ふと目についた12月のカレンダーに「差し引けば幸せ残る年の暮れ」とありました。皆様は如何だったでしょうか。今年はい年「力強い生命力・豊穡」の象徴とされています。全ての人が平和で安定した日々が送れるよう祈っています。今年もどうぞよろしく願い申し上げます。

離職票を直接本人へ送付

—2025.1.20 からハローワーク—

事業所を退職され雇用保険の休職者給付（失業給付）を受けるために離職票が必要ですが、本人が希望すれば事業所を経由せず、離職者にマイナポータルを通じて離職票を**直接**、送付するサービスが開始します。

フリーランス（特定受託事業者）

—労災保険の特別加入—

令和6年11月から法律施行となったフリーランスの労災加入は建設業の一人親方と同じように特別加入団体を通して加入ができるようになりますが、手続きを行なえる団体の承認に時間を要し、当事務所での取り扱い目処は令和8年1月ごろとなります。全国労保連で承認申請を行います。

給与台帳・給与明細のデジタル化！**ペーパーレス**の給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます。便利で安心！！



健康診断受けておられますか？

—健康保険—

1年以内に1回（特定業務従事者は6か月ごとに1回）医師による健康診断が法令により義務付けられています。協会けんぽの補助7,150円で協会けんぽ加入の家族（被扶養者）も受診できます。ご本人もそのご家族も是非、受診されるようお勧めします。

